

北竹ノ下 I 遺跡出土の龍泉窯青磁筆架

柴田圭子

1 北竹ノ下 I 遺跡の概要(図1)

北竹ノ下 I 遺跡(愛媛県西条市石延・安用)の発掘調査は、道前平野農地整備事業に伴い平成30年度から開始した。遺跡は、西側にそびえる高縄山東三方ヶ森の山麓部に形成された扇状地の緩やかな斜面に立地し、縄文時代から近世にかけての遺構、遺物が検出されている。龍泉窯青磁筆架(以下、龍泉窯青磁を省略)は、令和元年度の発掘調査で出土した(池尻2020)。

遺跡周辺に所在する觀念寺は、鎌倉時代創建で、入元僧鉄牛継印により再興され、南北朝期には東福寺諸山および將軍家御願寺に列せられている(川岡1994)。象ヶ森城跡などの城跡も分布しており、出土した筆架と直ちに結びつく訳ではないが、このような周辺環境は筆架所有の文化的背景としてとらえられる¹。

2 筆架出土遺構と出土状況(図2)

筆架が出土した8区では、中近世の遺構が検出され、主要な遺構は溝SD15・16である。SD16は8区中央を南西から北東に直線的に延び、SD15はその東側に並行する。SD15の規模は、検出長約15m、幅約2m、深度0.3mを測り、南側は直進、北側はほぼ直角に曲がり、調査区外へと延びる。このような形状から方形区画を形成する溝と推定される。

筆架はSD15が形成する区画の南西に位置するSE02から出土した。SE02は、掘方の直径約3.5m、深度約1.3mを測る円形の井戸である。本来は石組みであったが壊されており、底面から約0.8mのみ石組みが残存し、上部には礫が平面的に広がっていた。石組み内からは、土師質土器鍋・釜、備前焼擂鉢・甕、瀬戸美濃天目茶碗などが出土し、多くの遺物は井戸の廃絶時に廃棄されたものと考えられる。これらの時期は15世紀後半から16世紀である。

筆架は上部の礫の中から出土し、井戸が壊され廃絶した最終段階に筆架も廃棄されたと判断される。付近から16世紀後半に位置付けられる漳州窯青花磁碗が出土しており、石組み内から出土した遺物とともに、SE02廃絶年代を示している可能性が高い。ただし礫上層の堆積層からは、17世紀前半の肥前陶器皿が1点出土しており、SE02の最終埋没時期は近世初頭に下る。そのため筆架廃棄の年代は16世紀後半から17世紀前半の時期幅でとらえられる。

3 筆架について(図3・5)

筆架は、一部欠損するが大半は残存し、高さ6.7cm、幅10.3cmを測る。形態は三山を象り、左右に欠損する部分がある²。両端は前方に張り出し、背面は丸みを持ち、底部は中央が若干持ち上がる。成形は型作りで、前面と背面を型取って合わせ、底部を貼り付けている。底部外面には布状の圧痕が看取できる。背面には1箇所の穿孔がある。胎土は白色に近い灰白色で、釉薬は灰

色味を帯びる緑青色である。底部周囲の接地部付近のみ露胎とし、外面は全面施釉する。露胎部は赤褐色を呈し、摩滅する。背面の右欠損部から内面が観察でき(図5下右)、型取りした際の指頭圧痕がみられるほか、内面の施釉範囲が全面に及ばず、欠損部付近は露胎であり、中央から左側

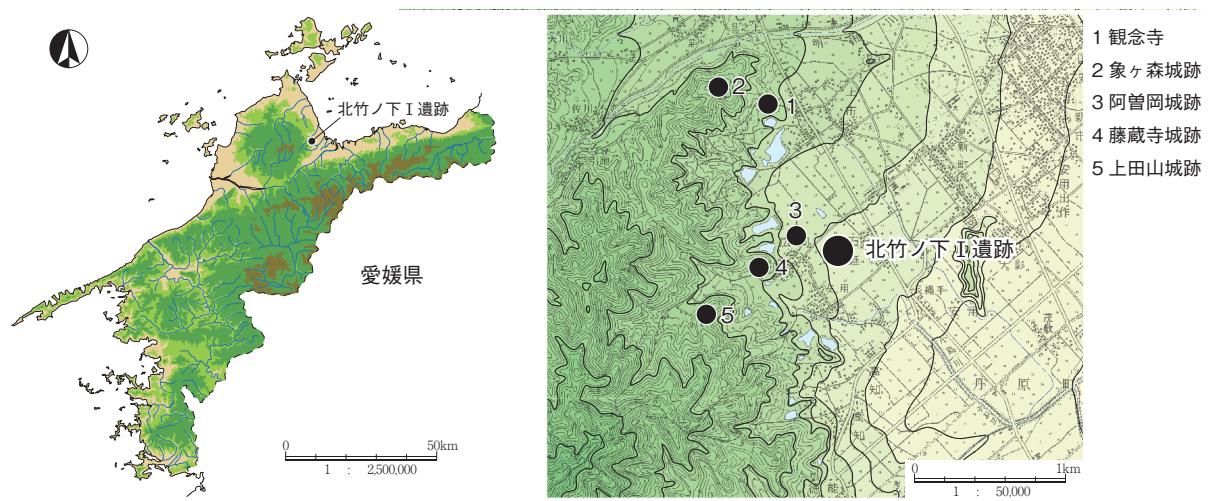


図1 北竹ノ下I遺跡の位置と環境

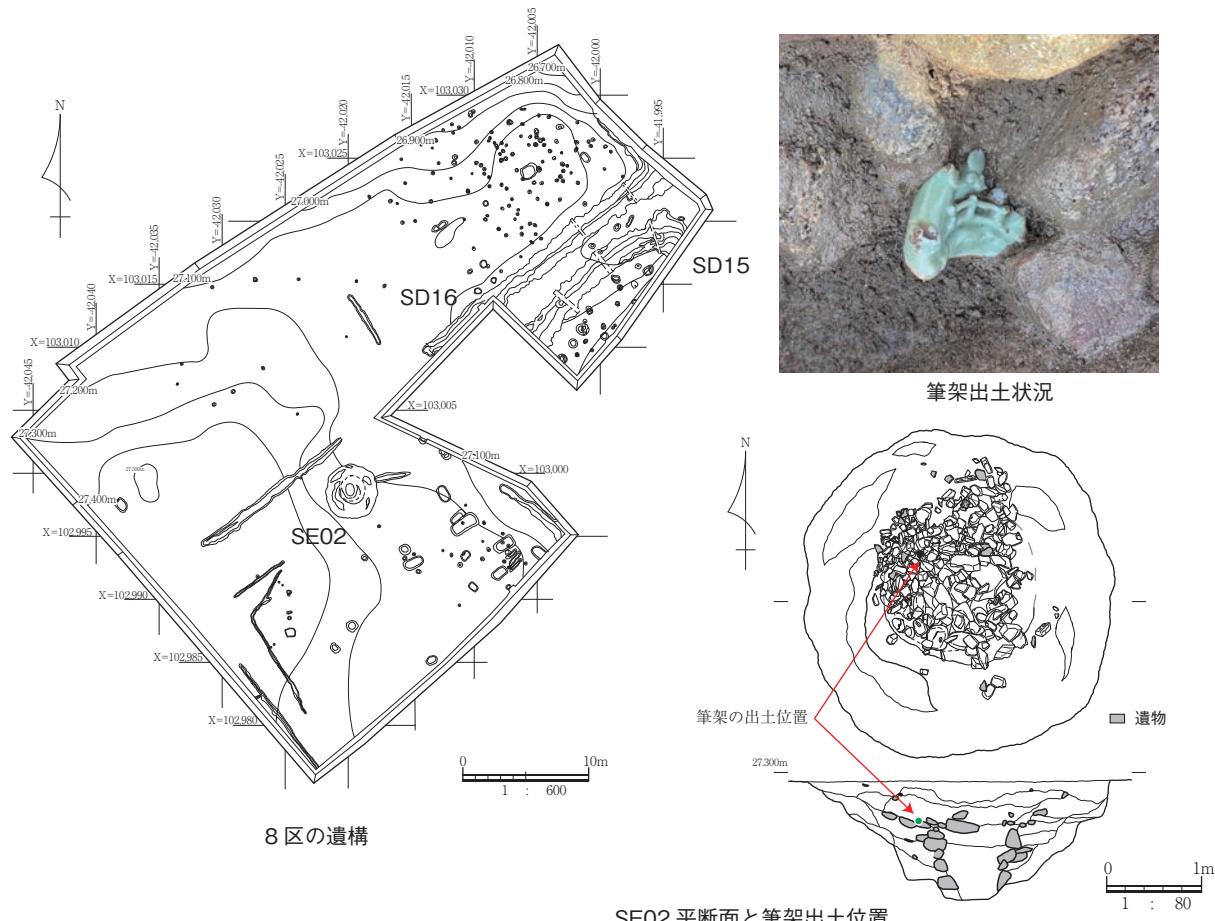


図2 8区の遺構と筆架出土状況

には釉薬が掛かっていることが確認できる。露胎部分は表面が赤褐色に発色する。

形状は、中央が高く左右がやや低い山形で、山頂には太陽³と雲を配置し、前面中位に欄干、下部には波濤文を表現する。背面には陽刻の二重線で山形を表す。前面の波濤文と背面の山形文は型によるが、太陽、雲、欄干は別作りとし釉薬で接着する。太陽は円形で、径1.7cm、厚さ0.6cmを測り、周辺は薄く作られ、下に2箇所の亀裂が生じている。上部は一部欠損する。雲は紐状の胎土を巻いて作り、幅2.1cm、高さ1.2cm、厚さは0.5cmである。左の山は、中央より低く頂部まで残存し、頂部前面に渦状の雲を貼り付ける。欄干は紐状の胎土を組み合わせ、横方向に平行する2条の欄干を、やや太い3本の柱が支えている。上部の欄干の両端は渦状に巻く。波濤文は中央より左に大きな波があり、右側に向かって小さな波が重なるように表現される。

欠損部は大きくは3箇所で、左側欠損部の上面は円形に孔があいており(図5下左)、内部の空間とつながっている。三山の部分にはこのような空間はなく、内部まで胎土を充填しているため、後述する類例のように、この部分には本来別のものを接着し、水滴としても使用できる形態であったと推定できる。右側の山の上部は欠損し、断面中央に貼り合わせの痕跡が認められる(図5下中央)。右側の背面には楕円形の欠損があり、破断面に横方向の不自然な傷が多数看取できることから(図5下右)、人為的に打ち欠いたものと推定される。また、背面には細かい敲打痕が点々と認められ、欠損部も含めて本資料が人為的に破損されたことを示している。ただし、軽い敲打や一部を切り取るような欠損であり、全体を完全に破壊しようとした状況は認められない。

4 類例と時期(図4)

日本における筆架の確実な出土例は、白山平泉寺旧境内の三彩筆架⁴が挙げられるのみであり、龍泉窯青磁筆架の出土例はない。生産地である中国では龍泉大窯楓洞岩窯址で出土しており(図4-2・浙江省文物考古研究所ほか2015)、大窯において生産されていたことが確認でき、また浙江省博物館旧蔵品に窯跡で採集された資料がある(浙江省博物館編2009)。消費地では太倉樊村涇遺址において出土している(図4-1・蘇州考古研究所ほか2018)。これらはいずれも三山を象っており、片面に山形の線文がある点が共通している。これらの筆架と比較しても、北竹ノ下I遺跡出土筆架は意匠が細やかで作りも丁寧であり、上質の製品と言える。太陽や欄干、波濤などの共通点がある例は広東省博物館蔵品(図4-3・中国文房四寶全集編集委員会編2008)の青磁や、杭州市出土事例(図4-4・北京芸術博物館ほか編2009)と上海博物館蔵品の青花磁(図4-5・上海博物館ほか2019)において確認でき、筆架の意匠として一般的であったことが確認できる。また、北竹ノ下I遺跡出土筆架の左側欠損部については、類例との比較により鱗(伝説上の大亀⁵)や桃形の水滴などが接着されていたものと推定される。

北竹ノ下I遺跡出土筆架の生産時期に関しては、類例が限られるため断定的に述べることはできないが、最も意匠が類似しているのは明代中期の青花磁筆架であり⁶、龍泉大窯楓洞岩窯址における筆架生産の時期、筆架の釉薬の色調や底面にも釉薬が掛けられている点などから、15世紀代と考えるのが最も妥当であろう。ただし、元代とされる太倉樊村涇遺跡出土例も形態は類似していることから、元代に遡る可能性も皆無ではない。

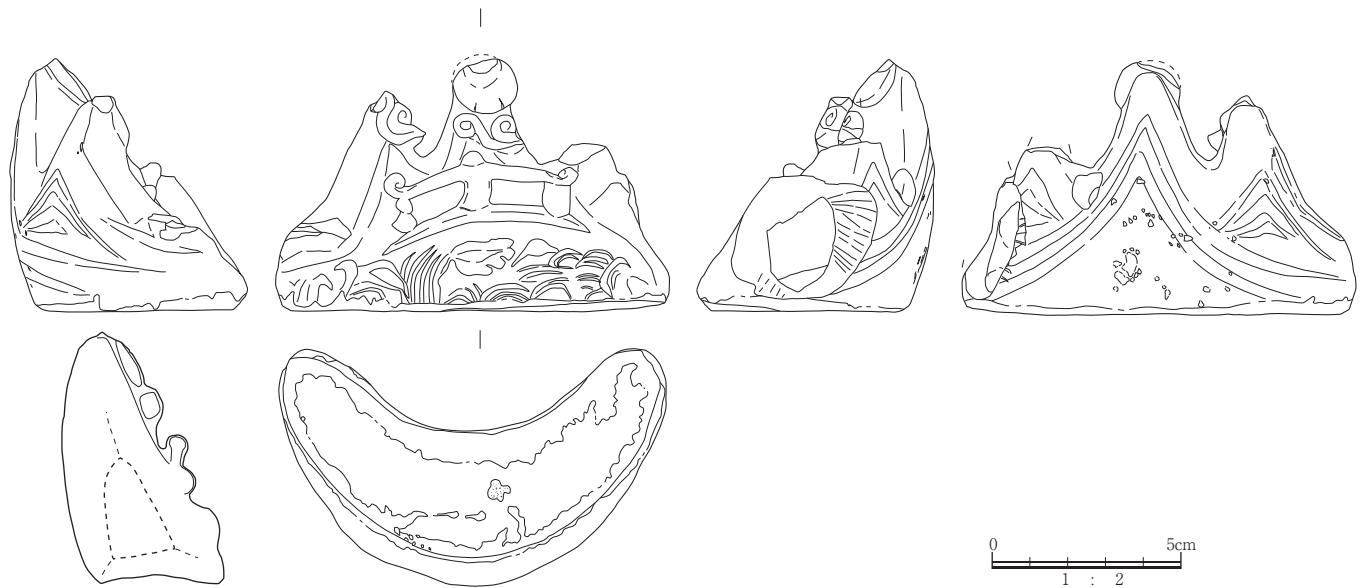


図3 筆架実測図

	元中後期	明中期	明後晚期
龍泉窯	 1 太倉樊村涇遺址出土	 2 大窯楓洞岩窯址出土	 3 広東省博物館藏
景德鎮窯	 4 杭州出土・杭州歴史博物館藏	 5 上海博物館藏	 6 上海博物館藏

写真引用：1 蘇州市考古研究所・太倉博物館編 2018『大元・倉 太倉樊村涇元代遺址出土瓷器精選』上海古籍出版社,104 頁、2 浙江省文物考古研究所・北京大学考古文博学院・龍泉青瓷博物館編 2015『龍泉大窯楓洞岩窯址 上』文物出版社, No.1171~1174、3 中国文房四寶全集編集委員会編 2008『中国文房四寶全集 第4巻 文房清供』北京出版社, No.85(広東省博物館蔵)、4 北京芸術博物館・北京市元青花文化交流中心・首都博物館編 2009『元青花』河北教育出版社,146 頁(杭州歴史博物館蔵)、5 上海博物館・景德鎮陶瓷考古研究所 2019『灼鍊重現』上海書画出版社, No.245(上海博物館蔵)、6 中国文房四寶全集編集委員会編 2008『中国文房四寶全集 第4巻 文房清供』北京出版社, No.87(上海博物館蔵)

図4 筆架類例



図5 筆架写真

青磁筆架の発見以降、類例調査の際には、阿部来、田中克子、續伸一郎、堀内秀樹、森達也、八重樫忠郎、山口博之(敬称略、以下同様)ほか多数の研究者からご協力とご教示をいただいた。また筆架のX線撮影においては村上恭通、安藤公雄にご協力をいただいた。遺跡の概要及び図面については、調査担当者である池尻伸吾と沖野実、筆架写真撮影について眞鍋昭文の協力を得た。末尾となりましたが記して感謝いたします。

注

- *1 中世日本における文房具は硯箱に入れての使用が主流であるが、一方でそれとは異なる中国製の大型文房具が寺院跡を中心に出土することが指摘されている。また、中国から日本へと向かった寺社造営料唐船である新安沈船にも大型の文房具は積載されており、中国の文化を直接受け入れる拠点となった禪宗寺院を中心に大型文房具が所有されたと考えられている(垣内2006)。そのほか、室町時代に成立した『君台觀左右帳記』には書院飾りとして筆架を含む大型文房具が描かれており、武家の座敷飾りとしても使用されていたことが知られる(降矢2018)。出土した青磁筆架は大型文房具であり、それを所有・使用できるのは希少な輸入文房具を入手できた寺院、あるいは書院を有する建物に居住し將軍家の文化規範に精通した武家であり、青磁筆架の出土は北竹ノ下Ⅰ遺跡周辺にそのような人物が存在していたことを示唆している。
- *2 本稿で製品の左右を指す場合、筆架の正面に向かっての左右とする。
- *3 同様の意匠のものでも、図4-4は太陽ではなく月と説明されている。
- *4 白山平泉寺旧境内出土三彩筆架は未報告であるため、勝山市教育委員会阿部来氏よりご教示を得た。
- *5 科挙のトップ合格者「状元」のみが宮殿の階段に彫刻された鰐の前を独占できるため、鰐は吉祥の象徴として文房具としてふさわしい意匠とされる(大阪市立東洋陶磁美術館編2019,p.187)。
- *6 明代においては、景德鎮窯と龍泉窯において共通の意匠の製品が作られている。官器において顕著な特徴であるが、民用においてもその傾向がある。

参考文献

- 池尻伸吾 2020 「北竹ノ下Ⅰ遺跡」 『愛比壳』 (公財)愛媛県埋蔵文化財センター,pp.7-9
大阪市立東洋陶磁美術館編 2019 『文房四宝—静闇なる時を求めて』
垣内光次郎 2006 「文房具」 『季刊考古学』 第97号 雄山閣,pp.57-60
川岡勉 1994 「南北朝期の在地領主・氏寺と地域社会—新居氏と觀念寺の場合—」 『ヒストリア』 142大阪歴史学会,pp.1-25
浙江省博物館編 2009 『窯火遺韵』 浙江古籍出版社
浙江省文物考古研究所・北京大学考古文博学院・龍泉青瓷博物館編 2015 『龍泉大窯楓洞岩窯址』 文物出版社
上海博物館・景德鎮陶瓷考古研究所 2019 『灼鍊重現』 上海書画出版社
蘇州考古研究所・太倉博物館編 2018 『大元・倉 太倉樊村涇元代遺址出土瓷器精選』 上海古籍出版社
中国文房四寶全集編集委員会編 2008 『中国文房四寶全集 第4卷 文房清供』 北京出版社
降矢哲男 2018 「座敷飾りにみえる陶磁器の使用状況とその在り方について」 『家具道具室内史』 第10号家具道具室内史学会,pp.66-81
北京芸術博物館・北京元青花文化交流中心・首都博物館編 2009 『元青花』 河北教育出版社

(2021年3月10日)